

芦原温泉上水道財産区水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

平成 16 年 3 月 1 日

条例第 144 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 38 条第 4 項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(給与の種類及び基準)

第 2 条 芦原温泉上水道財産区水道事業職員で常時勤務を要するものの給与の種類は、給料及び手当とし、その支給の条件、方法等については、あわら市一般職の職員の給与に関する条例(平成 16 年あわら市条例第 39 号)の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。